

凍結防止剤散布車

(湿潤式, 4 t 級, 4 × 4, 標識装置)

仕 様 書

令 和 4 年 度

広 島 県

西部建設事務所

凍結防止剤散布車（湿潤式，4 t級，4×4，標識装置） 仕様書

概 要

この仕様書は，凍結防止剤散布車（湿潤式，4 t級，4×4，標識装置）に適用するもので，納入機は下記に定める性能，諸元，各部構造その他を満足するほか，道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性，信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む）「道路運送車輛の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1 性能（JCMAS T008 性能試験）

- (1) 散 布 幅 最小 3.0m 以下～最大 7.0m 以上（切換 5 段階以上）
- (2) 散 布 量 最小 15g/m² 以下～最大 50g/m² 以上（切換 5 段階以上）
- (3) 水混合比標準値（重量比）10%

ただし乾式散布も可能とする。

- (3) 作業速度 最小 5 km/h 以下～最大 40 km/h 以上
- (4) ホッパ容量 3.4m³ 以上
- (5) 散布剤積載量 塩 4,000 kg 以上
- (5) 水タンク容量 500L 以上
- (6) 運転室内騒音レベル 「騒音障害防止のためのガイドライン」

（厚生労働省平成 4 年 10 月 1 日，基発第 546 号）第 I 管理区分による。

（測定方法は，JCMAS H011 の機械定置時による）

2 主要諸元

- (1) 全長 7,000 mm 以下
- (2) 全幅 2,500 mm 以下
- (3) 全高（黄色灯火上端まで） 3,400 mm 以下
- (4) 車輛総質量（重量） 11,000 kg 未満

なお，「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は，本車両総質量に含むものとする。

- (5) 最小回転半径（最外側車輪中心） 7.5m 以下
- (6) 乗車定員 2人 以上

3 車 体

- (1) 機関
 - 型 式 水冷，ディーゼル機関
 - 最高出力 140kW 以上

- (2) 動力伝達装置
主変速機 前進5段 後進1段 以上
- (3) 駆動方式
型式 総輪駆動式
- (4) タイヤ
型式 スノータイヤまたはスタッドレスタイヤ
- (5) かじ取装置
型式 倍力装置付
- (6) 運転室
構造 全鋼製密閉形
ハンドル位置 右ハンドル
窓 (前) 冬用ワイパーブレード

4 作業装置

- (1) 型式 乾式・湿潤式切替散布，湿潤式混合比一定制御
散布量車速同調制御式
- (2) 散布対象薬剤種別 乾燥塩（原塩，粉碎塩）及び湿潤塩
ただし，塩化カルシウム積載時も車速同調制御が行えること。
- (3) ホッパ 鋼板溶接構造
ホッパカバー又は蓋 油圧又は電動 開閉式
- (4) 混合液溶液種別 水
- (5) 水タンク SUS製または樹脂製
水タンク内の凍結防止のため，ホッパ内の薬剤が自動的に水タンク内に供給され，塩水化される構造とする。
- (6) 薬剤引出装置 スクリュコンベア式
- (7) 混合方式
型式 スクリュコンベア連動ポンプ圧送式
薬剤混合方式 搬送スクリュ内混合
機能 薬剤に対して，水10%（重量比）を基準として混合する。
ただし，混合比はギヤ比変更等の改造により5%以下～20%以上（重量比）まで調節できる構造とする。
また，乾式・湿潤式の切替を運転席内から制御可能とする
他，水タンクが空の時はポンプ保護の為ポンプを停止する。
- (8) 散布方向 左右 10°，20°，30° 可変
運転席内から操作できること。

- (9) 確認装置
- ・ホッパ残量確認窓（ホッパ前方のみ）
 - ・水タンク残量ゲージ
 - ・吐出又は散布確認装置
 - ・スクリュ作動確認装置

(10) サイドカバー・散布後部カバー SUS製

5 計器類

- | | | |
|----------------------------|--|-----|
| (1) 燃料計 | | 1 式 |
| (2) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | | 1 式 |
| (3) 水温計 | | 1 式 |
| (4) 充電警告灯 | | 1 式 |
| (5) 空気圧計又は警告灯 | | 1 式 |
| (6) 運行記録計（90 km/h 以上，7 日計） | | 1 式 |
| (7) 機関回転計（運行記録計組込型も可） | | 1 式 |

6 照明装置類

- | | | |
|-------------------|----------------|-----|
| (1) 前部霧灯 | | 2 灯 |
| (2) 黄色灯火（LED 散光式） | 前 全幅 500 mm 以上 | 1 灯 |
| | 後 全幅 500 mm 以上 | 1 灯 |

7 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

- | | | |
|----------------------------------|--|-------|
| (1) バックブザー | | 1 式 |
| (2) カーエアコン | | 1 式 |
| (3) 標識装置（内照式，1,200×800 mm 程度） | | 1 式 |
| ①表示文字は下記を表示可能な構造とします。 | | |
| ア 2 窓表示（「凍結防止」及び「作業中」を 1 面に両方表示） | | |
| イ 表示窓寸法 1,000×300 mm 程度 | | |
| ②車体後部取付，取付台含む。筐体，取付台は SUS 製とする。 | | |
| (4) 散布剤飛散防止用カバー | | 1 式 |
| (5) バッテリースイッチ | | 1 式 |
| （SUS 製スイッチボックス等による防水対策を施すものとする。） | | |
| (6) 後方確認カメラ | | 1 式 |
| (7) シガーソケット | | 1 個以上 |
| (8) 車輪止め | | 1 組 |
| (9) 工具等格納箱（SUS 製，鍵付） | | 1 式 |
| (10) スペアタイヤ取付台 | | 1 式 |
| (11) 熱線入りサイドミラー | | 1 式 |

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書（電子可）	2 部
(3) 部品表（電子可）	2 部
(4) 履歴簿	1 部
(5) スペアタイヤ（ホイール付）	1 式
(6) タイヤチェーン（全輪）	1 式
(7) 床マット	1 式

8 塗 装

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装したものでなければならない

(1) 散布装置（内外面塗装）

ポリウレタン樹脂系塗料もしくはエポキシ樹脂系塗料（最終膜厚 105 μ 以上）

(2) シャシ塗装

特殊防錆塗装処理を施すものとする。

塩水噴霧試験（JIS Z2371 又は JIS K5600-7-1）にて、1000 時間経過後、発錆率が 10% 未満となる防錆性能を有すること。

アクリルアルキド樹脂塗料（リルカ #3000, 最終膜厚 100 μ 以上）

(3) 運転室表面

ポリウレタン樹脂系塗料（最終膜厚 90 μ 以上）

(4) 運転室底面

アクリルアルキド樹脂塗料（リルカ #3000, 最終膜厚 100 μ 以上）

9 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に際して仕様書の内容が確認できる性能及び測定寸法等が記載された成績書等を用意するものとする。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11 その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

イ 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 建設機械番号等の車体表示について

乙は建設機械番号等の車体表示について、その表示内容及び表示位置等は甲と打合せを行い、承諾を得ることとする。

(4) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(5) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

(6) 承諾仕様書及び図面の作成

乙は製作にあたり仕様書及び図面（一般図程度）により打合せを行い、甲の承諾をうけるものとする。

(7) 操作説明会

操作説明会を実施すること。

時期については甲乙協議して決定する。

12 納入場所

高宮スノーステーション

(安芸高田市高宮町原田 3068-4 (主)三次美土里線と(一)原田吉田線の交差点部)

13 納入期限

令和5年3月31日までとする。

納入期限は、車両の物品検査完了後の引渡し期限であることに注意すること。

車両の登録や納品日は、甲と協議すること。